

第 1 章 地域公共人材大学連携事業の概要、成果

第1節 事業の概要

1. 背景・目的

地方分権時代に入って、地域社会の全てのセクターが公共的活動に関わり社会的役割を果たす協働型社会の実現が求められているが、産官学民のセクターを横断する活動を担う人材のあり方と育成については、これまでほとんど体系的な検討と制度整備は行われていない。一方で、国は公共政策専門職大学院の整備を進めており、近年の公共政策系専門職大学院の相次ぐ開設と相俟って、公共政策の専門職の育成における人材の質保証とその社会的活用に関する制度整備が緊急の社会的課題となっている。

協働型社会において地域の公共的活動をセクターの壁を越えて担う人材を私たちは「地域公共人材」と呼ぶこととするが、その教育・研修システムは、諸外国における事例を見ても、個々の自治体や大学等の限界性を超えて、国または一定の広域的な地域における社会的制度として展開されなければその有効性の担保は非常に困難と考えられる。全ての社会的資源が公共的活動に関わる現代社会において、各セクターの活動に共通する公共的要素に対応可能な人材の育成と活用を社会的制度として定着させるためには、新たな教育・研修システムの整備と、それに連動する人材の活用を促進する制度の創設が必要である。

龍谷大学地域人材・公共政策開発システムオープン・リサーチ・センター (Local Human Resources and Public Policy Development System Open Research centre, Ryukoku University 以下「LORC」という) では、2003 年度から 5 年間、京都府内における地域公共人材開発のための教育・研修システムの構築に関する研究が精力的に展開されたが、その研究成果の一つとして、京都府内の産官学民による地域公共人材育成のための教育・研修プログラムの開発と質保証及びそれに基づく地域資格認定システムの制度化に関する具体的な提言が取りまとめられた。

LORC の研究成果を受ける形で、教育・研修プログラムの質保証とそれに基づく地域資格認定制度の運用を担う地域の機関として、京都府内の主要な大学・自治体・NPO・経済団体によって構成される「一般財団法人地域公共人材開発機構」が 2009 年 1 月に設立された。その業務は、①公共人材育成のための教育・研修プログラムの質保証に関する調査・研究・検証、②地域公共人材育成にかかる公共政策系教育・研修プログラムの社会的な認証、③教育・研修プログラム修了者に対する地域資格認定制度の運用、④産官学民による協働型政策形成研修などの実施、の 4 つとされている。

その一方で、京都府内の教育・研修機関における教育・研修プログラムの開発については、共同開発の重要性が認識されているものの、財政的な対応が難しいため、現状では、龍谷大学法学研究科が平成 19 年度に大学院教育改革支援プログラム（大学院 GP）の指定を受けて NPO・地方行政研究コースで実施している単独のカリキュラム開発など、各大学がそれぞれに展開している取り組みに限定されざるを得ない状況にあり、本格的な共同開発が待たれているところであった。

そうした状況を踏まえ、本事業は、地域公共人材開発の全京都市的な展開のために、京都府内の公共政策系大学・大学院、ならびに地域公共人材に関わる自治体、経済団体、NPO 等、産官学民の連携

によって、各大学・大学院・機関が有する公共政策教育・研修に関するノウハウ・資源等を共有し、それを踏まえて、公共政策教育・研修プログラムの高度化に向けたカリキュラムや教材、履修証明制度を活用した地域資格認定制度等を幅広く共同開発するものである。本事業の成果は、これまで研究連携を実施してきた諸大学・諸機関で共有され、それを土台に地域社会における高度な教育・研修ネットワークの形成につなげていく。さらに、産官学民のセクターを横断する活動を担うことができる地域公共人材を育成し、セクター横断型の人事交流と人材の最適配置を促すことで、活力のある地域社会が現出することを目指す。

2. 取り組みの内容

本事業における具体的取り組み内容は以下の通りである。

① 地域公共人材育成のための教育プログラムの開発

これからの協働型社会と京都を担う地域公共人材の像を検討しつつ、学部ならびに大学院における地域公共人材育成に必要な教育について、各大学が共通して持つべき科目と独自に持つ科目、連携して提供する科目の検討を進める。教科内容やカリキュラムも含めて、協力連携関係にある自治体、経済団体、NPO 等とともに開発を進める。

② 地域公共人材育成のための研修プログラムの開発

協働型社会を担う人材へのリカレント教育、キャリアアップ教育について、学部・大学院における必要な教育の内容について共同して開発する。協力連携関係にある自治体、経済団体、NPO 等と協力して、大学の外にある各種の研修プログラムと学部・大学院教育との有機的で効果的な連携について社会実験を進める。

③ 地域資格付与にかかわる教育・研修プログラムの質の確保

教育・研修プログラムの質を確保するためにいかなる手だてが必要かについて、地域資格の付与に関わるカリキュラムの体系化、京都府内の大学・大学院が連携して実施する方法、共通教材の作成などを含めて検討する。

④ 履修証明制度（certification）の確立とその積極的活用法の検討

履修証明制度（certification）は欧米で発達してきたが、日本においても履修証明制度創設に関する法律が 2007 年に成立した。人材の流動化と社会的対応力の強化への対応をめざすリカレント教育、キャリアアップ教育に大学院教育が積極的に貢献するために、履修証明制度について共同して検討し、京都府内の公共政策系の大学院教育に導入を促す。またその積極的活用法について、協力関係にある大学コンソーシアム京都、自治体、経済団体、NPO 等と検討を進める。

本事業の 3 年目にあたる 2010 年度は、各大学でプログラムを試行的に実施するとともに、学習アウトカムの定義と、社会的認証評価基準に基づくプログラム認証の試行を実施し、課題を抽出したうえで改善に努めた。また、2011 年度からキャップストーンを試行することを踏まえ、地域公共政策士

共通プログラムの具体的内容について確立することを目指して検討を重ねた。さらに、今後の資格制度発展のために、事業の課題を抽出するため外部評価を行った。

第2節 事業の体制

本事業の実施にあたっては、参加大学・機関・団体によって構成される幹事会、運営協議会を設置し、協議会の円滑な運営のために事務局オフィスを開設、事務局内に連携事業の運営に必要な博士研究員（PD）やリサーチ・アシスタント（RA）ならびに事務職員などの人材を配置している。

(1) 参加大学

龍谷大学（代表校）、京都府立大学、京都橘大学、同志社大学、佛教大学、立命館大学、京都産業大学、京都文教大学、京都大学（※）

（※）・・・オブザーバーとして参加。

(2) 参加機関・団体

京都府、京都市、（財）京都市町村振興協会、特定非営利活動法人きょうとNPOセンター、（財）大学コンソーシアム京都、（財）京都市景観・まちづくりセンター、京都商工会議所、（社）京都経済同友会

(3) 幹事会メンバー

富野 暉一郎	龍谷大学法学部教授
白石 克孝	龍谷大学法学部教授
石田 徹	龍谷大学法学部教授
土山 希美枝	龍谷大学法学部准教授
小沢 修司	京都府立大学公共政策学部教授
窪田 好男	京都府立大学公共政策学部准教授
中谷 武雄	京都橘大学現代ビジネス学部教授
新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
武蔵 勝宏	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
関谷 龍子	佛教大学社会学部准教授
上子 秋生	立命館大学大学院政策科学研究科副研究科長
中谷 真憲	京都産業大学法学部准教授
松田 凡	京都文教大学人間学部教授

(4) 運営協議会メンバー

富野 暉一郎（代表）	龍谷大学法学部教授
白石 克孝	龍谷大学法学部教授
石田 徹	龍谷大学法学部教授
土山 希美枝	龍谷大学法学部准教授

小瀬 一	龍谷大学経済学部教授
小沢 修司	京都府立大学公共政策学部教授
窪田 好男	京都府立大学公共政策学部准教授
中谷 武雄	京都橘大学現代ビジネス学部教授
新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
武蔵 勝宏	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
関谷 龍子	佛教大学社会学部准教授
上子 秋生	立命館大学大学院政策科学研究科副研究科長
中谷 真憲	京都産業大学法学部准教授
松田 凡	京都文教大学人間学部教授
高田 光雄 (※)	京都大学大学院工学研究科教授
南本 尚司	京都府人事課副課長
山崎 晶子	京都市総合企画局市民協働政策推進室課長補佐
藤井 敏久	(財) 京都府市町村振興協会課長補佐
野池 雅人	特定非営利活動法人きょうと NPO センター事務局次長
見市 昌弘	(財) 大学コンソーシアム京都事務局次長
福島 貞道	(財) 京都市景観・まちづくりセンター
	専務理事兼事務局長
山下 徹朗	京都商工会議所理事兼事務局長
圓山 健造	(社) 京都経済同友会事務局次長

(5) 研究スタッフ

平岡 俊一	(2010 年 9 月まで)	博士研究員
大石 尚子		リサーチ・アシスタント
川本 充	(2010 年 9 月から)	リサーチ・アシスタント
宗田 勝也	(2010 年 9 月から)	リサーチ・アシスタント

(6) 事務スタッフ

東澤 雄二	龍谷大学教学部次長
神牧 宏次	龍谷大学教学部課長
田村 瞳	龍谷大学教学部
八木 愛	龍谷大学教学部

(※)・・・オブザーバーとして参加

第3節 事業の総括

2010年度は本事業の3カ年目の節目にあたり、①履修証明制度を活用したく地域資格認定制度の第1種、第2種プログラムの試行、②2011年度における地域資格「地域公共政策士」にかかるキャップストーンプログラムの試行に向けた質保証基準（案）の策定作業、③第1種・第2種プログラムのプログラム認証の試行、を一般財団法人地域人材開発機構等との連携協力体制のもとに計画通り実施するとともに、④資格制度の管理にかかるソフトウェアの開発を実施して、2011年度以降の「地域公共政策士」にかかる資格制度の本格的運用に向けて着実に事業を展開した。以下では本事業の年次計画に基づく本年度事業の達成状況を概括するとともに、本事業の社会的広がりについても付記することとする。

本年度の事業計画の基本は、前年度に実施した地域資格認定制度の創設と運用にかかるシステムの基本設計をさらに実際の教育プログラムとして試行して、本格的運用に向けた課題や修正点を明確にして質保証制度の改善を図ることであった。具体的には、前年度に引き続いて2つの専門部会を設置して、京都府立大学、同志社大学、龍谷大学において実施された第1種、第2種の8プログラムの試行にかかる連絡調整を行うとともに、これらのプログラムの試行評価を一般財団法人地域人材開発機構に委託して、2011年度からの資格制度の本格的運用に向けた改善案を策定するとともに、2011年度より試行に入る予定のキャップストーンプログラムに関する調査研究を進めて、基本設計案を確定するとともに、キャップストーンプログラムの評価基準案の策定を同財団に委託した。

（1）地域資格認定制度の第1種プログラム、第2種プログラムの試行

地域資格認定制度については、前年度の社会的認証基準案に即して実施にかかる基準と学習アウトカムの最終案を確定し、それに基づいてプログラムの試行が実施された。具体的には、京都府立大学では第1種プログラム1、第2種プログラム2が、同志社大学では第2種プログラム2が、さらに龍谷大学では第2種プログラム3が試行的に実施された。そのうち同志社大学の2プログラムは履修証明制度を活用したプログラムであり、また龍谷大学の1プログラムは、NPOとの協働で実施されたものである。本プログラムの実施の結果については、受講者によるプログラム評価、戦略的大学連携事業における試行参加大学関係者に対するヒアリング、本事業の試行に職員を派遣して受講させた一般財団法人地域公共人材開発機構による受講結果の評価等が実施され、2011年度以降のプログラムの実施方法等について様々な改善点が集約された。

（2）キャップストーンプログラムの基本設計案の策定

前年度に最終案の策定まで至らなかったキャップストーンプログラムについては、「認証評価基準専門部会」において研究協議が進められる一方で、一般財団法人地域人材開発機構に対して、キャップストーンプログラムに対する質保証基準案の作成が委託され、両者の連携協力によって、キャップストーンに対する認証基準案が取りまとめられた。また、

本基準案の策定にあたって、米国のキャプストーンプログラムの存在とその運用の実態を広く日本の関係機関や社会に周知するために、米国の公共政策関係 2 大学院から講師を招請し、戦略的大学連携事業、一般財団法人地域公共人材開発機構、龍谷大学〇〇（LORC）の共催で国際シンポジウムを開催した。

（３）第１種・第２種プログラムにかかる社会的認証の試行

前年度に策定された第１種・第２種プログラムにかかる質保証基準については、本年度における 8 プログラムの試行に並行して、社会的認証の試行を一般財団法人地域公共人材開発機構に委託して実施し、評価結果に基づいて本年度に実施した試行プログラムを本認証に接続する手続きに入った。この試行評価については、一般財団法人地域公共人材開発機構に認証評価審査会とその各機関としての評価委員会が設置され、各プログラム実施機関より提出された自己評価書の審査と現地訪問を行った。審査の結果は、5 プログラムが、「適合」、3 プログラムが「適合（指摘事項付き）」であった。

（４）資格管理にかかるソフトウェアの開発

資格ソフトウェアの管理については前年度にセキュリティとコストのバランスから当面スタンドアローンで運用することとなったので、その基本方針に沿って開発が実施された。2011 年度以降、一般財団法人地域公共人材開発機構と連携して運用の試行を行うことを想定している。

（５）その他

５－１ 2011 年度の本格的運用に向けた対応

2011 年度の本格的実施に向けて、新たなプログラムが各機関において開発されたため、年度当初からのプログラムの表示が可能となるように、予備申請制度の提案がなされ、一般財団法人地域公共人材開発機構との協議に基づいて、同財団に予備認証を委託し新たに〇プログラムが資格プログラムとして予備認証された。

５－２ 2011 年度以降の戦略的大学連携事業の展開について

2010 年度に文部科学省からの助成が終了するために、2011 年度以降の事業の運営方針が改めて協議された。その結果、事務局が龍谷大学内に移されるとともに、必要な事務に関しては事務取り扱いを龍谷大学に事務員を配置して対処することとなった。また事業の実施体制としては、資格制度の本格的運用と同制度の愚級のために、各大学が構成する運営委員会を継続的に開催するとともに、京都府北部で構想されている、（仮称）京都府北部地域・大学連携機構での活用や、日本各地における公共的人材育成にかかる資格制度の普及などに積極的に対応することとなった。